

矢澤さんはCEDAW 実現アクション世話人として選択議定書を批准させるためにご活躍の方です。ともに運動を進めている矢澤さんのお話は参加者を巻き込んでのお話となりました。

まずはじめに、女性差別撤廃条約が生まれた経過を 1945 年の国連憲章、1946 年の日本国憲法をスタートとし、年代を追って世界と日本の流れを図で示しながらわかりやすくお話していただきました。世界の女性のひどい差別の実情があり、包括的な条約が必要だという事で女性差別撤廃条約が生まれたこと、日本が批准したことにより、日本のレポート提出の義務が生まれ、国連で審議という過程で日本の法整備もされていったことなど話されました。今年で女性差別撤廃条約ができて 40 年。女性の憲法ともいえるものだと思います。女性差別撤廃条約がどんな理念からできていて、おもな 16 条の内容についてもお話していただきました。

そして、条約は作られただけではだめで、リビングインスツルメント（生きて働く道具）使っていくもの、権利の上に眠るなという先輩たちの言葉を紹介。選択議定書が条約の実効性を強化するものであり、批准することの必要性が話されました。すでに批准した国では個人通報制度により救済された方の話、国の司法を動かした話など例を挙げわかりやすく説明されました。

選択議定書の批准によって日本社会へのメリットについて話されました。

（この日、かつて条約委員だった赤松さんが見えていてお話を伺いました）

批准せよとの運動は何年も続いているのだが、一向に国は動かない。法の整備は特に必要でなく 閣議決定後、国会の承認があれば批准できる。なぜ政府が批准しないのか、理由もなく政府は研究中と 20 年も過ぎてしまっていると、運動している方から発言がありました。今の政府の人権にかかわる問題に後ろ向きな姿勢が感じられると感想が出されました。

最後に、選択議定書の批准をみんなの力で前進させようとセミナーを締めくくりました。

